## 【表紙】

【提出書類】有価証券報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2025年10月20日

【計算期間】 第6期(自 2025年1月21日 至 2025年7月22日)

【ファンド名】 G S グローバル・リアルアセット・ファンド (限定為替ヘッジ)

GSグローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 堤 健朗

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー

【事務連絡者氏名】 法務部 山﨑 誠吾

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー

【電話番号】 03 - 4587 - 6000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

主として投資信託証券への投資を通じて日本を含む世界の不動産・インフラストラクチャー関連の株式および 不動産投資信託に投資し、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 ( )	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ( )

- (注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。
- ・ 追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・ 内外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ 資産複合・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表

10 20 11 42 20 六	`+ & F &	10 32 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	±Π 3⁄2 π/ 4/6	** ±± • • • • • •	114 / · · · · 1	4+74.111
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ 	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	<限定為替ヘッジコース>	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	あり(限定ヘッジ)		
大型株	年4回	日本		( )	TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回(隔月)	北米	ファンド・	`   <為替ヘッジなしコース>		
債券	年12回(毎月)	区欠州	オブ・ファ	なし	その他	ロング・ショート
一般	日々	アジア	ンズ		( )	型/絶対収益追求
公債	その他	オセアニア				型
社債	( )	中南米				
その他債券		アフリカ				その他
クレジット属性		中近東				( )
( )		(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産						
(投資信託証券(資産						
複合(株式、不動産投						
信)資 産 配 分 変 更						
型))						
資産複合						
( )						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・ その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、不動産投信)資産配分変更型))・・・目論見書または投資信託約款において、投資 信託証券への投資を通じて実質的に株式および不動産投信を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率について固定的とする旨の 記載がないものをいいます。
- ・ 年 2 回・・・目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・ グローバル (日本を含む)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産 (日本を含む)を 源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- ・ ファンド・オブ・ファンズ・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいい ます。
- ・ 為替ヘッジあり(限定ヘッジ)・・・目論見書または投資信託約款において、為替の限定ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
- ・ 為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2.ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b.受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、各ファンド金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

#### <ファンドのポイント>

- 1. 主として不動産・インフラストラクチャー資産の持続的な成長を促す主要テーマに沿うと考えられる日本を含む世界の企業の株式および不動産投資信託に投資します。
- 2.個別企業のファンダメンタル分析を重視したボトムアップ手法により銘柄選択を行います。
- 3.限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなしコースの選択が可能です。

本ファンドでは、不動産・インフラストラクチャー関連の実物資産を「リアルアセット」といいます。リアルアセットの持続的な成長を促す主要テーマには、技術革新の加速、社会問題への対応、ライフスタイルの変化等が含まれますが、これらに限定するものではありません。また、将来変更される可能性があります。詳しくは、後記「<世界の構造変化をとらえた「リアルアセット」への投資>」をご覧ください。

限定為替ヘッジコースは、投資対象の米ドル建ての投資信託証券が保有する日本円建資産相当部分を除いた実質的な外貨建資産について、原則として米ドル売り円買いの為替予約取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。当該投資信託証券において米ドル建て以外の外貨建資産を保有する場合、当該通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を大きく受けます。なお、為替予約取引を行うにあたり取引コストがかかります(取引コストとは、為替予約取引を行う通貨と円の短期金利の差が目安となり、円の短期金利の方が低い場合、この金利差分、収益が低下します。)。

為替ヘッジなしコースは、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

販売会社によっては、いずれかのコースのみのお取扱いとなる場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

等

<世界の構造変化をとらえた「リアルアセット」への投資>

私達の生活や経済活動の土台となるリアルアセットは、安定的な収益が期待されます。加えて、技術革新の 加速や持続可能な社会への意識の高まり、ライフスタイルの変化等による世界の構造変化から恩恵を受け ることも期待されています。

#### ◆リアルアセットとは

本ファンドにおける「リアルアセット」とは、不動産・インフラストラクチャー関連の実物資産をいいます。 インフラストラクチャーとは、産業や社会生活の基盤となる施設をいい、道路や空港等の公共的機能を担う施設の他、通信 設備や社会サービスを提供する施設等があります。

本ファンドでは、リアルアセットの持続的な成長を促す主要テーマを特定し、日本を含む世界の株式および 不動産投資信託から銘柄選択を行うことで長期的なリターンをめざします。

## <主要テーマ>

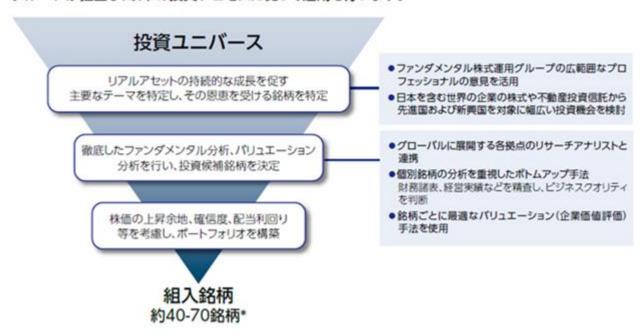


\*コト消費とは、一般に、モノ(商品)の購入や所有ではなく、コト(旅行等の体験)に対する消費行動をいいます。

上記は本書提出日現在の主要テーマであり、これらに限定されるものではありません。また、将来変更される可能性があります。

#### <ファンドの運用>

本ファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用 グループが担当し、以下の投資プロセスに従って運用を行います。

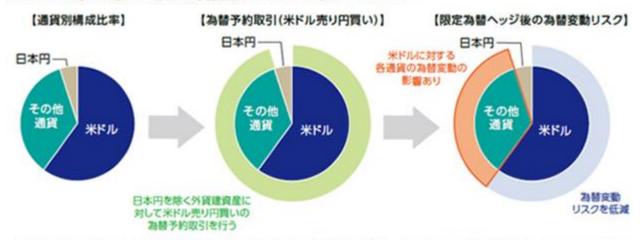


\*市場環境やその他の要因により今後変更する可能性があります。

上記の投資プロセスは変更される場合があります。上記は本ファンドが主要投資対象とする外国投資証券の投資プロセスを説明 したものです。上記がその目的を達成できる保証はありません。

#### <「限定為替ヘッジ」の仕組み>

限定為替ヘッジコースでは、投資対象の米ドル建ての投資信託証券が保有する日本円建資産相当部分を 除いた実質的な外貨建資産(米ドルおよびその他通貨部分)について、原則として米ドル売り円買いの為替 予約取引を行います。結果として、米ドル建資産相当部分の為替変動リスクの低減を図りますが、その他 通貨部分については、米ドルに対する為替変動の影響を大きく受けることになります。したがって、当該通貨 が米ドルに対し下落した場合は為替差損が発生する場合があります。



上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、現時点でのポジションを示すものではありません。また、本ファンドの 運用成果を示唆または保証するものでもありません。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記説明に沿った為替予 約取引を行えない場合があります。

## (2)【ファンドの沿革】

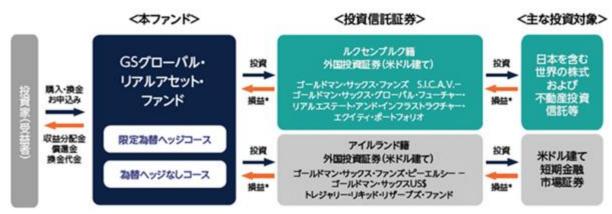
2022年9月28日 本ファンドの信託設定日および運用開始日

2023年4月20日 本ファンドの信託期間を、原則として無期限に変更

#### (3)【ファンドの仕組み】

#### 1.ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



\* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

上記の投資信託証券(以下、総称して「組入れファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。)への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則として「ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

上記は本書提出日現在の組入れ投資信託証券です。投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

#### 2.ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

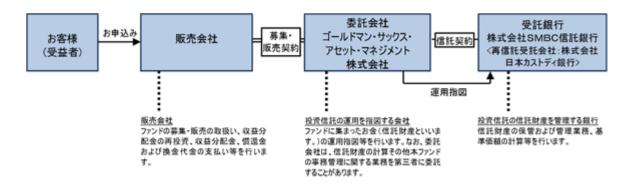
なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 受託会社(株式会社SMBC信託銀行(以下「受託銀行」といいます。))

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

#### c . 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。



## <ご参考>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の 主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為 替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GS AM)は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2025年6月末現在、

グループ全体で3兆623億米ドル(約443兆円\*)の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=144.81 円)により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マ ネジメントの東京拠点です。

#### 委託会社等の概況

#### a . 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

## b . 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の 全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サック ス・アセット・マネジメント株式会社に変更

2023年7月1日 NNインベストメント・パートナーズ株式会社と合併

#### c . 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・	アメリカ合衆国ニューヨーク州		
マネジメント・インターナショナル・	ニューヨーク市ウェスト・ストリート	6,400	100
ホールディングス・エルエルシー	200番地		

### 2【投資方針】

- (1)【投資方針】
  - a . 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

#### b. 本ファンドの運用方針

- ・ 主として日本を含む世界の不動産・インフラストラクチャー関連の株式および不動産投資信託を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。
- ・ 主要投資対象とする投資信託証券は、主として不動産・インフラストラクチャー資産の持続的な成長を促す 主要テーマに沿うと考えられる日本を含む世界の企業の株式および不動産投資信託に投資します。
- ・ <限定為替ヘッジコース>

米ドル建ての組入れ投資信託証券については、当該投資信託証券が保有する日本円建ての資産相当部分を 除いて、原則として米ドル売り円買いの為替予約取引を行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とし ます。

<為替ヘッジなしコース>

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

- 投資信託証券への投資は、高位に維持することを基本とします。
- ・ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。) に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投 資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証 券として指定されたりする場合もあります。
- ・ 指定投資信託証券における実質的なデリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。) は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有し た場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しないものとします。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

指定投資信託証券の詳細については、(2)投資対象 (e)投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)をご覧ください。

### (2)【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - 口.金銭債権

八.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b)投資対象有価証券(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10 第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法 第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振 替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。)
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3 . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

#### (c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第17条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## (d) その他の取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相級権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

#### (e) 投資対象とする投資信託証券 (指定投資信託証券)

本ファンドは、以下の指定投資信託証券を実質的な主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

	<b>有</b> 侧証分報 <b>古</b> 音(內国权則
ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.
	- ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アン
	ド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券 (米ドル建て)
投資目的	主に、不動産・インフラストラクチャー資産の持続的な成長を促す主要テーマに沿う
	と考えられる日本を含む世界の不動産関連またはインフラストラクチャー関連の株式
	(不動産投資信託を含みます。)に投資することにより、信託財産の長期的な成長を
	めざします。
運用の基本方針等	主に、不動産・インフラストラクチャー資産の持続的な成長を促す主要テーマに 沿うと考えられる日本を含む世界の不動産・インフラストラクチャー関連の株式 (不動産投資信託を含みます。)に投資します。 主要テーマには、技術革新の加速、人口動態の変化、コト消費、環境問題への対 応および社会問題への対応等が含まれますが、これらに限定するものではありま せん。 ポートフォリオは、不動産およびインフラストラクチャー関連業種に集中して投
	資を行います。 株式投資には株式および優先株式、新株予約権、預託証券等の株式関連証券が含まれます。 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
主な投資制限	単一の発行体の証券への投資割合は、ルクセンブルクの規制に従い、原則として
	信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
	信託財産の純資産総額の10%を超える借入は行わないものとします。
運用報酬等	運用報酬: なし
	申込手数料: なし
	解約手数料: なし
	信託財産留保額:なし
	その他の費用: 管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行
	報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理
	等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含
	みます。)が、ファンドより実費にて支払われます。また、その
	他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関す
	る租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (シンガポール ) ピーティー
	イー・リミテッド

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

ファンド名		有侧眦夯翋古青(內国投影				
ファンド形態	ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー				
及資目的		- ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド				
<ul> <li>運用の基本方針等</li> <li>主に米ドル建ての短期金融商品(アメリカ合衆国財務省証券)、決済機関への預金およびリバース・レポ取引などの信用度の高い金融市場証券等に投資します。購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。株式への投資は行いません。</li> <li>主な投資制限</li> <li>通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。他の投資信託証券への投資は行いません。</li> <li>運用報酬等</li> <li>運用報酬:なし申込手数料:なし解約手数料:なし(一定の条件下を除く)信託財産留保額:なしその他の諸費用:管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。</li> <li>管理会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド</li> <li>投資顧問会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル</li> </ul>	ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券 (米ドル建て)				
金およびリバース・レボ取引などの信用度の高い金融市場証券等に投資します。 購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。 株式への投資は行いません。  連常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。 他の投資信託証券への投資は行いません。  運用報酬等  運用報酬:なし 申込手数料:なし 解約手数料:なし(一定の条件下を除く) 信託財産留保額:なし その他の諸費用:管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。  管理会社  ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド  投資顧問会社  ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル	投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。				
購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。株式への投資は行いません。  主な投資制限  通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。 他の投資信託証券への投資は行いません。  運用報酬等  運用報酬:なし 申込手数料:なし 解約手数料:なし(一定の条件下を除く) 信託財産留保額:なし その他の諸費用:管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。  管理会社  ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド  投資顧問会社  ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル	運用の基本方針等	主に米ドル建ての短期金融商品(アメリカ合衆国財務省証券)、決済機関への預				
の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。 株式への投資は行いません。  直常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。 他の投資信託証券への投資は行いません。  運用報酬:なし申込手数料:なし(一定の条件下を除く) 信託財産留保額:なし その他の諸費用:管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。  管理会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド		金およびリバース・レポ取引などの信用度の高い金融市場証券等に投資します。				
株式への投資は行いません。		購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下				
連帯の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。   他の投資信託証券への投資は行いません。   運用報酬等		の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。				
上を投資します。 他の投資信託証券への投資は行いません。  運用報酬等  運用報酬:なし 申込手数料:なし(一定の条件下を除く) 信託財産留保額:なし その他の諸費用:管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等 に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務 の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換 事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われま す。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、 信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。  管理会社  ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミ テッド  投資顧問会社  ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル		株式への投資は行いません。				
他の投資信託証券への投資は行いません。  運用報酬等  運用報酬:なし 申込手数料:なし 解約手数料:なし(一定の条件下を除く) 信託財産留保額:なし その他の諸費用:管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等 に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務 の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換 事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われま す。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、 信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。  管理会社  ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミ テッド  投資顧問会社  ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル	主な投資制限	通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以				
<ul> <li>運用報酬等</li> <li>運用報酬:なし</li> <li>申込手数料:なし(一定の条件下を除く)</li> <li>信託財産留保額:なし</li> <li>その他の諸費用:管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。</li> <li>管理会社</li> <li>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド</li> <li>投資顧問会社</li> <li>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル</li> </ul>		上を投資します。				
田込手数料:なし 解約手数料:なし(一定の条件下を除く) 信託財産留保額:なし その他の諸費用:管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等 に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務 の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換 事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われま す。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、 信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。 管理会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミ テッド 投資顧問会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル		他の投資信託証券への投資は行いません。				
解約手数料:なし(一定の条件下を除く) 信託財産留保額:なし その他の諸費用:管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等 に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務 の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換 事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われま す。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、 信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。 管理会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミ テッド 投資顧問会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル	運用報酬等	運用報酬:なし				
信託財産留保額:なし その他の諸費用:管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等 に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務 の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換 事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われま す。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、 信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。  管理会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミ テッド  投資顧問会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル		申込手数料:なし				
その他の諸費用:管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。  管理会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド  投資顧問会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル		解約手数料:なし(一定の条件下を除く)				
に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。   管理会社		信託財産留保額:なし				
の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。  管理会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド  投資顧問会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル		その他の諸費用:管理事務代行、保管、登録・名義書換事務代行、受益者サービス等				
事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。  管理会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド  投資顧問会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル		に係る報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務				
す。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、 信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。 管理会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミ テッド 投資顧問会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル		の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換				
信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。 <ul><li>管理会社</li><li>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド</li><li>投資顧問会社</li><li>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル</li></ul>		事務代行費用、印刷費用等)が、ファンドより実費にて支払われま				
<ul><li>管理会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド</li><li>投資顧問会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル</li></ul>		す。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、				
テッド         投資顧問会社       ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル		信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。				
投資顧問会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル	管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミ				
		テッド				
副投資顧問会社   ゴールドマン・サックス・アカット・マネジメント・エル・ピー	投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル				
田以兵殿門公は コールー (フーランス・) ピンー (サンパン・エル・ピー	副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー				

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

#### (3)【運用体制】

#### a . 組織

本ファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループが担当します。また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。

## ファンダメンタル株式運用グループ

豊富な実務経験を有する人材で構成されています。また、優良企業への長期的な投資という一貫した投資哲学のもと、チーム体制による運用を行っています。



監視・報告

### リスク管理専任部門

リスク管理専任部門では、運用チームと独立 した立場で、運用チームにより構築されたポ ジションのリスク水準をモニタリングし、各 運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に 報告します。

(注1)リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)。

#### c . 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、 緊急時対応策の策定・検証などを行います。

#### (4)【分配方針】

年2回決算を行い、毎計算期末(毎年1月20日および7月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益 (評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては、分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して 5 営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後無手数料で全額自動的に再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

#### < 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

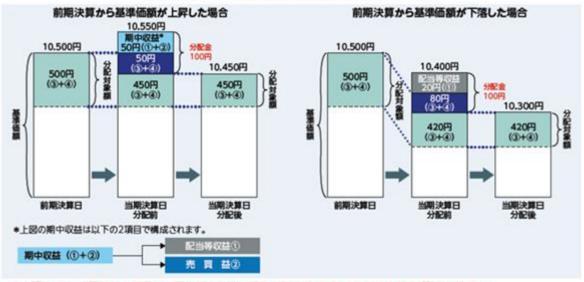


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの 収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の 基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の 評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



#### ※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。



普通分配金:個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の 額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

#### 、『北次年I/FR】

#### (5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

- (a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
  - 1.投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
  - 2.株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
  - 3. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
  - 4. 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
  - 5.有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
  - 6.デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  - 7.組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - 8.一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として それぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法 人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (b) 信託約款上のその他の投資制限
  - 1.特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第21条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

2. 外国為替予約の運用指図(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

3. 資金の借入れ(信託約款第29条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

#### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

#### (a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンド(文脈により、組入れる投資信託証券を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。)は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

#### 1.株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは日本を含む世界の株式を実質的な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。また、本ファンドは、特定の業種に対して大きな比重をおいて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティ(価格変動性)が高く大きなリスクがあると考えられます。特に不動産関連およびインフラストラクチャー関連企業等の株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

#### 2 . 不動産投資信託への投資リスク(価格変動リスク・信用リスク・収益悪化リスク)

本ファンドは日本を含む世界の不動産投資信託を実質的な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、不動産投資信託への投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、不動産投資信託等の組入資産の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に日本を含む世界の不動産投資信託市場の下降局面では、本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般に、不動産投資信託の市場価格は、不動産投資信託に組み入れられる個々の不動産等の価値や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組み入れられる不動産投資信託の市場価格は下落する可能性があります。また、不動産投資信託の資金繰りや収益性の悪化により不動産投資信託が清算され、投資した資金を回収できないことがあります。

不動産投資信託は、その収益の大部分を賃料収入が占めており、景気動向や不動産の需給の影響により、賃料や稼働率の低下あるいはテナントの債務不履行・倒産等によって賃料収入が低下し、収益性が悪化することがあります。管理コストの上昇、税制・環境・都市整備等に関する法令の変更によるコスト・税金の増大、組入れ不動産の滅失・破損等によっても、収益性が悪化する場合があります。このような場合、収益性の悪化がリートの市場価格の下落をもたらすこともあります。収益性の悪化により、本ファンドが受領する不動産投資信託からの配当金が減少することもあります。

#### 3. 為替変動リスク

本ファンドは、日本を含む世界の株式および不動産投資信託を投資対象とする外貨建ての投資信託証券を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替へッジを行わない為替へッジなしコースでは為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

限定為替ヘッジコースは、米ドル建ての組入れ投資信託証券について、当該投資信託証券が保有する日本円建資産相当部分を除き、原則として米ドル売り円買いの為替予約取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。当該投資信託証券において米ドル建て以外の外貨建資産を保有する場合、当該通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を大きく受けます。したがって、当該通貨が米ドルに対し下落した場合は為替差損が発生する場合があります。なお、為替予約取引を行うにあたり取引コストがかかります(取引コストとは、為替予約取引を行う通貨と円の短期金利の差が目安となり、円の短期金利の方が低い場合、この金利差分、収益が低下します。)。

#### 4.取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

#### 5.市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

#### (b) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れ投資信託証券における運用の結果を反映します。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れ投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

#### (c) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

#### (d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

#### (e) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドそれぞれについて、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。また、本ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、繰上償還されます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

#### (f) 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当(および同様の支払い)の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

#### <外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について>

外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)(以下「FATCA」といいます。)として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する(i)2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii)2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および(iii)2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い(またはその一部)は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定(以下「日米政府間協定」といいます。)を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約(以下「FFI契約」といいます。)を締結する必要があります。

- 1.受益者が「特定米国人」(すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人)および(一定の場合)特定米国人により所有される非米国人(以下「米国所有外国事業体」といいます。)に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
- 2. FATCAを遵守していない受益者の情報(まとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
- 3.特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから 報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座 情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

- (g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点 法令・税制・会計等は変更される可能性があります。
- (h) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等 (ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急 時対応策の策定・検証などを行います。

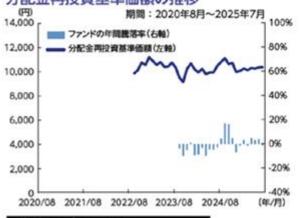
- (注1)リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を 目的とするものではありません。
- (注2)上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### (3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

#### 限定為替ヘッジコース

# 本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

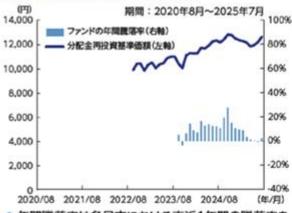


## 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



#### 為替ヘッジなしコース

## 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を 表示したものです。

## 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは 限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近 1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示した ものです。
- 本ファンドの設定日が2022年9月28日のため、本ファンドの分配金再投資基準価額(月次)は2022年9月末以降のデータ、本ファンドの年間騰落率は本ファンド設定1年後の2023年9月末以降の各月末における直近1年間のデータを表示しており、過去5年分のデータではありません。

#### 各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株: MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI 国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド

(円ベース)

□東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付額的損害、懲罰損害、派生的損害(逸天利益を含みます)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサル・アイング株式会社に帰属します。□FSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関する著作権は、JP、モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして 計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に 基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

(a) 3.3%(税抜3%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

- (b) スイッチング(乗換え)につきましては、販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、 換金時と同様に換金(解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。 詳しくは、後記「(5)課税上の取扱い」をご覧ください。
- (c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

#### (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)請求には手数料はかかりません。

#### (3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.6742%(税抜1.522%)を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配分
중하스크	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、	年率0.825%
委託会社 	目論見書・運用報告書等の作成 等	(税抜0.75%)
<b>化主人</b> 社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、	年率0.825%
販売会社 	分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	(税抜0.75%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、	年率0.0242%
文元城1]	委託会社からの指図の実行 等	(税抜0.022%)

信託報酬は日々計上され、本ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに 信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販 売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対し て支払われます。

本ファンドの実質的な投資対象である指定投資信託証券において運用報酬はかかりません。委託会社から各指 定投資信託証券の運用会社に対し、その実質的な運用に対する対価として別途報酬が支払われます。

なお、投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途かかります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象(e) 投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)」をご覧ください。

#### (4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c)借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用 状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上 記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財

産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.1%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に関する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

#### (5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が 改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等 にご確認されることをお勧めします。

## 個人の受益者の場合\*1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315% <sup>* 2</sup>
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315% <sup>*2</sup>
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315% <sup>* 2</sup>

- \*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。
- \*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金(特別分配金)は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### <個別元本について>

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当 該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出 が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払 戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別 分配金)」については、下記のく収益分配金の課税について>をご覧ください。)

#### < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金 (特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20% (所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、 確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもでき ます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで: 20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。 収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限り ます。)、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等な らびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が 可能です。

## 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315%(所得税15.315%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

### < 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され 法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315%(所得税15.315%)

#### (参考情報)ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
限定為替ヘッジコース	2.13%	1.68%	0.45%
為替ヘッジなしコース	2.06%	1.68%	0.38%

- 対象期間は2025年1月21日~2025年7月22日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を 期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ●投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
- 本ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ●これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

< G S グローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)>

(2025年7月31日現在)

		\4	<u>023年 / 月31日現任)</u>
資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	1,103,936,999	96.99
	アイルランド	37,380,645	3.28
小計		1,141,317,644	100.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,110,807	0.27
合計 (純資産総額)		1,138,206,837	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## <GSグローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)>

(2025年7月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	8,310,517,169	95.88
	アイルランド	251,761,475	2.90
小計		8,562,278,644	98.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		105,438,291	1.22
合計 (純資産総額)		8,667,716,935	100.00

<sup>(</sup>注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

< G S グローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)>

(2025年7月31日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセ ンブル ク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファートマン・サズド・ファ・ゴールドマン・サック・ブール・マー・ボル・アン・サー・アート・アート・アート・アート・ボート・アート・ボート・フォリオ IOアクラスレーション・クラス	574,174.916	1,933.10	1,109,941,319	1,922.64	1,103,936,999	96.99
2	アイル ランド	投資証券	ゴールドマン・サック ス・ファンズ・ピーエ ルシー・ゴールドトレ シャリー・リキッドレ リザーブズ・ムレ ド X アキュスレ ション・クラス	21.659	1,724,036.75	37,340,912	1,725,871.23	37,380,645	3.28

## 業種別及び種類別投資比率

(2025年7月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	100.27
合計	100.27

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## < G S グローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)>

(2025年7月31日現在)

								(2020   7730)	, , , , ,
順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセ ンブル ク	投資証券	ゴールドマン・サック ス S.I.C.A.V	4,322,430.081	1,933.10	8,355,718,116	1,922.64	8,310,517,169	95.88
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サック エ・ファ・ゴールドマンス・ピーエ ル・サック・ゴール US\$トレ ジャザー ブス リキッド・ リザ × アクラス ション・クラス	145.875	1,724,036.77	251,493,865	1,725,871.29	251,761,475	2.90

#### 業種別及び種類別投資比率

#### (2025年7月31日現在)

	(==== 1 , / 30 : [ -78 [ ] /
種類	投資比率(%)
投資証券	98.78
合計	98.78

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

< G S グローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)> (2025年7月31日現在) 該当事項はありません。

< G S グローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)> (2025年 7 月31日現在) 該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

< G S グローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)> (2025年7月31日現在) 該当事項はありません。

< G S グローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)> (2025年 7 月31日現在) 該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

< G S グローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)>

2025年7月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

Į.	別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1 口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1 口当たり 純資産額 ( 円) (分配付)
第1計算期間末	(2023年1月20日)	728	728	1.0981	1.0981
第2計算期間末	(2023年7月20日)	1,285	1,285	1.0744	1.0744
第3計算期間末	(2024年1月22日)	1,218	1,218	1.0069	1.0069
第4計算期間末	(2024年7月22日)	1,172	1,172	1.0363	1.0363
第5計算期間末	(2025年1月20日)	1,124	1,124	1.0013	1.0013
第6計算期間末	(2025年7月22日)	1,147	1,147	1.0407	1.0407
	2024年7月末日	1,183	-	1.0452	-
	8月末日	1,203	-	1.0772	-
	9月末日	1,237	-	1.1084	•
	10月末日	1,183	-	1.0605	-
	11月末日	1,196	-	1.0693	-
	12月末日	1,109	-	0.9935	-
	2025年 1 月末日	1,124	-	1.0028	-
	2月末日	1,153	-	1.0219	-
	3月末日	1,143	-	1.0095	-
	4月末日	1,162	-	1.0252	-
	5 月末日	1,147	-	1.0216	-
	6月末日	1,139	-	1.0315	-
	7月末日	1,138	-	1.0342	-

<sup>(</sup>注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

< G S グローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)>

2025年7月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

Į	月別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1 口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1 口当たり 純資産額 ( 円) (分配付)
第1計算期間末	(2023年1月20日)	4,737	4,737	0.9996	0.9996
第2計算期間末	(2023年7月20日)	7,116	7,116	1.0865	1.0865
第3計算期間末	(2024年1月22日)	7,762	7,762	1.1174	1.1174
第4計算期間末	(2024年7月22日)	8,365	8,365	1.2569	1.2569
第5計算期間末	(2025年1月20日)	8,619	8,619	1.2423	1.2423
第6計算期間末	(2025年7月22日)	8,584	8,584	1.2516	1.2516
	2024年7月末日	8,206	•	1.2301	-
	8月末日	8,169	•	1.2143	-
	9月末日	8,326	•	1.2383	-
	10月末日	8,614	1	1.2792	-
	11月末日	8,671	1	1.2739	-
	12月末日	8,564	-	1.2452	-
	2025年 1 月末日	8,582	•	1.2327	-
	2月末日	8,567	1	1.2241	-
	3月末日	8,494		1.2119	-
	4月末日	8,226	-	1.1803	-
	5 月末日	8,329	-	1.1921	-
	6月末日	8,443	•	1.2157	-
	7月末日	8,667	-	1.2606	-

<sup>(</sup>注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 【分配の推移】

## < G S グローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)>

期	期間	1 口当たりの分配金 ( 円)
第1計算期間	2022年 9 月28日 ~ 2023年 1 月20日	0.0000
第2計算期間	2023年 1 月21日 ~ 2023年 7 月20日	0.0000
第3計算期間	2023年7月21日~2024年1月22日	0.0000
第4計算期間	2024年 1 月23日 ~ 2024年 7 月22日	0.0000
第5計算期間	2024年7月23日~2025年1月20日	0.0000
第6計算期間	2025年1月21日~2025年7月22日	0.0000

## <GSグローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)>

期	期間	1 口当たりの分配金 ( 円)
第1計算期間	2022年9月28日~2023年1月20日	0.0000
第2計算期間	2023年 1 月21日 ~ 2023年 7 月20日	0.0000
第3計算期間	2023年7月21日~2024年1月22日	0.0000
第4計算期間	2024年 1 月23日 ~ 2024年 7 月22日	0.0000
第5計算期間	2024年7月23日~2025年1月20日	0.0000
第6計算期間	2025年 1 月21日 ~ 2025年 7 月22日	0.0000

## 【収益率の推移】

## < G S グローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)>

期	期間	収益率(%)
第1計算期間	2022年 9 月28日 ~ 2023年 1 月20日	9.8
第2計算期間	2023年1月21日~2023年7月20日	2.2
第3計算期間	2023年7月21日~2024年1月22日	6.3
第4計算期間	2024年 1 月23日 ~ 2024年 7 月22日	2.9
第5計算期間	2024年7月23日~2025年1月20日	3.4
第6計算期間	2025年1月21日~2025年7月22日	3.9

## <GSグローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)>

期	期間	収益率(%)
第1計算期間	2022年9月28日~2023年1月20日	0.0
第2計算期間	2023年1月21日~2023年7月20日	8.7
第3計算期間	2023年7月21日~2024年1月22日	2.8
第4計算期間	2024年 1 月23日 ~ 2024年 7 月22日	12.5
第5計算期間	2024年7月23日~2025年1月20日	1.2
第6計算期間	2025年1月21日~2025年7月22日	0.7

## (4)【設定及び解約の実績】

## < G S グローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2022年9月28日~2023年1月20日	675,095,603	11,484,305	663,611,298
第2計算期間	2023年1月21日~2023年7月20日	576,012,813	43,188,202	1,196,435,909
第3計算期間	2023年7月21日~2024年1月22日	177,316,905	163,579,651	1,210,173,163
第4計算期間	2024年 1 月23日 ~ 2024年 7 月22日	104,239,786	183,287,232	1,131,125,717
第5計算期間	2024年7月23日~2025年1月20日	77,326,656	84,978,225	1,123,474,148
第6計算期間	2025年 1 月21日 ~ 2025年 7 月22日	60,974,566	81,794,429	1,102,654,285

<sup>(</sup>注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

#### < G S グローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数 (口)
第1計算期間	2022年9月28日~2023年1月20日	4,826,647,797	87,268,189	4,739,379,608
第2計算期間	2023年 1 月21日 ~ 2023年 7 月20日	2,137,541,497	326,772,985	6,550,148,120
第3計算期間	2023年7月21日~2024年1月22日	1,213,527,663	817,096,951	6,946,578,832
第4計算期間	2024年 1 月23日 ~ 2024年 7 月22日	840,933,188	1,131,591,613	6,655,920,407
第5計算期間	2024年7月23日~2025年1月20日	786,674,044	503,681,959	6,938,912,492
第6計算期間	2025年 1 月21日 ~ 2025年 7 月22日	543,521,906	623,642,845	6,858,791,553

<sup>(</sup>注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

#### (参考)運用実績

## 最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

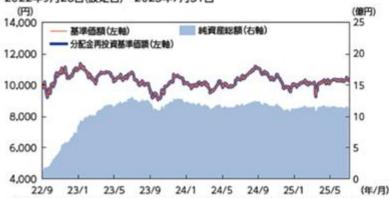
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

#### 2025年7月31日現在

## 限定為替ヘッジコース

## 基準価額・純資産の推移

2022年9月28日(設定日)~2025年7月31日



## 基準価額·純資産総額

逐準發展	10,342円
純資産総額	11.4億円

### 期間別騰落率(分配金再投資)

103/500	ファンド
1ヵ月	0.3%
3ヵ月	0.9%
6ヵ月	3.1%
1年	-1.1%
3年	1.7
5年	-
設定来	3.4%

分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

#### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	23/7/20	24/1/22	24/7/22	25/1/20	25/7/22	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

#### 主要な資産の状況

#### 組入上位銘柄

銘柄名	種類	比率
ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ	投資証券	97.0%
ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド	投資証券	3.3%

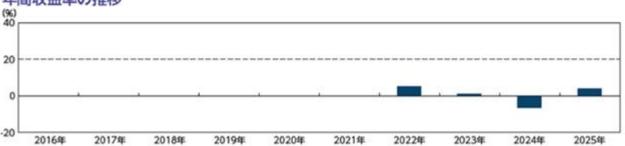
#### 主要組入ファンドの資産の内容

ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ

	銘柄名	国·地域	種類	菜種*	比率
1	プロロジス	米国	リート	不動産	4.9%
2	ウェルタワー	***	リート	不動産	4.9%
3	エクイニクス	米国	リート	不動産	4.2%
4	ネクステラ・エナジー	米国	沈納	公益事業	4.1%
5	グッドマン・グループ	オーストラリア	リート	不動産	3.9%
6	エクセル・エナジー	***	知式	公益事業	3.8%
7	シェニエール・エナジー	米国	株式	エネルギー	3.7%
8	CMSエナジー	米国	株式	公益事業	3.7%
9	ナショナル・グリッド	英国	株式	公益事業	3.5%
10	デジタル・リアルティ	米国	リート	不動産	3.1%

\*業種は、Global Industry Classification Standard (GICS®) (世界産業分類基準)のセクター分類を使用します。

## 年間収益率の推移



本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。2022年は設定日(9月28日)から年末まで、2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

### 最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

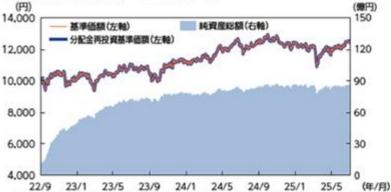
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2025年7月31日現在

## 為替ヘッジなしコース

## 基準価額・純資産の推移

2022年9月28日(設定日)~2025年7月31日



## 基準価額・純資産総額

基準循額	12,606円
純資産総額	86.7億円

### 期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	3.7%
3ヵ月	6.8%
6ヵ月	2.3%
1年	2.5%
3年	_
5年	-:
設定来	26.1%

分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

#### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	23/7/20	24/1/22	24/7/22	25/1/20	25/7/22	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

#### 組入上位銘柄

総柄名	種類	比率	
ゴールドマン・サックス・グローパル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ	投資証券	95.9%	
ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーナズ・ファンド	投資証券	2.9%	

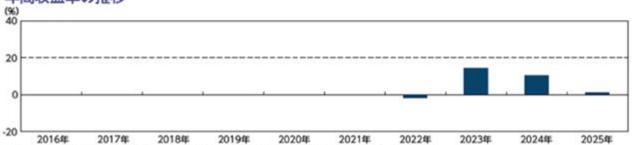
#### 主要組入ファンドの資産の内容

ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ

	銘柄名	图-地域	種類	架積*	比率
1	プロロジス	米田	リート	不動産	4.9%
2	ウェルタワー	*80	リート	不動産	4.9%
3	エクイニクス	米田	リート	不動産	4.2%
4	ネクステラ・エナジー	*00	株式	公益事業	4.1%
5	<b>グッドマン・グループ</b>	オーストラリア	リート	不動産	3.9%
6	エクセル・エナジー	***************************************	加州	公益事業	3.8%
7	シェニエール・エナジー	米国	株式	エネルギー	3.7%
8	CMSエナジー	米国	株式	公益事業	3.7%
9	ナショナル・グリッド	英四	独式	公益事業	3.5%
10	デジタル・リアルティ	米国	リート	不動産	3.1%

<sup>\*</sup>業種は、Global Industry Classification Standard(GICS®)(世界産業分類基準)のセクター分類を使用します。

## 年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。2022年は設定日(9月28日)から年末まで、2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

## 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日<sup>\*1</sup>受付けます。毎営業日の原則として午後3時30分<sup>\*2</sup>までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

- \* 1 英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくは ルクセンブルクの銀行の休業日、12月24日および主要投資対象とする投資信託証券が定めるその他の休業日(以下「ファンド休 業日」といいます。)に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受付けるものとします。
- \*2 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
- (2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります(ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。)。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によっては名称が異なる場合があります。)を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 ( 4587 ) 6000 ( 受付時間: 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで )

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「グロリア限H」「グロリアH無」)。

(4) お買付単位は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記(3)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6)スイッチング (乗換え)につきましては、販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、 換金時と同様に換金 (解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

#### 2【換金(解約)手続等】

- (1) ご換金(解約)のお申込みは、毎営業日<sup>\*1</sup>受付けます。毎営業日の原則として午後3時30分<sup>\*2</sup>までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。
  - \*1 「ファンド休業日」を除きます。
  - \*2 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
- (2) ご換金の単位は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「グロリア限H」「グロリアH無」)。

- (5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、各ファンドそれぞれについて、1顧客1日当たり10億円以上の大口の ご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産 総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財 産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って 時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算につ いては、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価 は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「グロリア限H」「グロリアH無」)。年2回(1月および7月)の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2022年9月28日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年1月21日から7月20日までおよび7月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は信託契約締結日から2023年1月20日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

#### (5)【その他】

#### a . 信託の終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドそれぞれについて、信託財産の純資産 総額が30億円を下回ることとなった場合には、当該ファンドについて、受託銀行と合意のうえ、あらか じめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めると き、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させ ることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届 け出ます。

委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、 および の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、 当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの 事項を記載した書面決議の通知を発します。

の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本 において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、から までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記り.に記載する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは(新受託者の選任を行う場合は、下記り.に定める手続を準用します。)、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

#### b . 約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本b.「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、 の事項( の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本 において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

から までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他のファンドとの併合を行うことはできません。

#### c . 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより 当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図 型投資信託に該当するため、上記 a . に規定する信託契約の解約または上記 b . に規定する重大な約款変更等 を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### d. 関係法人との契約の更改等

#### 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に 更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

e . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### f . 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の 委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託 先として選定します。

- (a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- (b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- (c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- (d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していること を確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- (a) 信託財産の保存に係る業務
- (b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- (c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業 務
- (d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。
- g . 投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

## h.混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本h.において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### i . 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やか に登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i.一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券 にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

#### k . 再投資の指図

委託会社は、上記の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

1.他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容
- m.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を 失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続
  - 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2管理及び運営 2換金(解約)手続等」をご覧ください。
  - 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 6 営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。
- (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日(一般コースの場合)および交付開始前(自動けいぞく投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ 後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって 委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金 は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額) を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

# 第3【ファンドの経理状況】

(1) GSグローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)及びGSグローバル・リアルアセット・ファンド (為替ヘッジなし)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 限定為替ヘッジ及び為替ヘッジなしの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 限定為替ヘッジ及び為替ヘッジなしは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(2025年1月21日から2025年7月22日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

# 1【財務諸表】

【GSグローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 5 期 (2025年 1 月20日現在)	第6期 (2025年7月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,048,090	23,888,824
投資証券	1,113,389,859	1,132,537,054
派生商品評価勘定	331,769	879,750
未収入金	31,565,380	-
未収利息	52	229
流動資産合計	1,161,335,150	1,157,305,857
資産合計	1,161,335,150	1,157,305,857
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,690	-
未払金	22,262,740	-
未払解約金	4,034,286	-
未払受託者報酬	141,775	138,340
未払委託者報酬	9,666,256	9,431,860
その他未払費用	239,025	255,628
流動負債合計	36,352,772	9,825,828
負債合計	36,352,772	9,825,828
純資産の部		
元本等		
元本	1,123,474,148	1,102,654,285
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,508,230	44,825,744
(分配準備積立金)	27,967,257	26,027,702
元本等合計	1,124,982,378	1,147,480,029
純資産合計	1,124,982,378	1,147,480,029
負債純資産合計	1,161,335,150	1,157,305,857

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	第 5 期 自 2024年 7 月23日 至 2025年 1 月20日	第 6 期 自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日
受取利息	13,588	34,132
有価証券売買等損益	7,420,415	80,564,948
為替差損益	35,201,855	26,647,593
一直 一直業収益合計	27,767,852	53,951,487
三 営業費用		
受託者報酬	141,775	138,340
委託者報酬	9,666,256	9,431,860
その他費用	713,859	715,327
営業費用合計	10,521,890	10,285,527
営業利益又は営業損失( )	38,289,742	43,665,960
- 経常利益又は経常損失( )	38,289,742	43,665,960
当期純利益又は当期純損失()	38,289,742	43,665,960
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 <sup>-</sup> 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	2,044,414	1,174,619
期首剰余金又は期首欠損金()	41,064,943	1,508,230
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,930,278	966,108
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3,930,278	966,108
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,152,835	139,935
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	3,152,835	139,935
分配金	-	
期末剰余金又は期末欠損金()	1,508,230	44,825,744

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

日・有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 為替予約取引 為替予約取引 為替予約取引 為替予約取引 高店 における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨の売却時において、当該外国通貨の売却時において、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国、為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理	区分	第 5 期 自 2024年 7 月23日 至 2025年 1 月20日	第 6 期 自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日
#及び評価方法		移動平均法に基づき、法令及び一般社 団法人投資信託協会規則に従い、時価評	
ための基礎となる事項  外貨建取引については、「投資信託 財産の計算に関する規則」(平成12年 総理府令第133号)第60条に基づき、取 引発生時の外国通貨の額をもって記録 する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の 売却時において、当該外国通貨に加え て、外貨建資産等の外貨基金勘定及び 外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資 産額に対する当該売却外国通貨の割合 相当額を当該外国通貨の売却時の外国 為替相場等で円換算し、前日の外貨基 金勘定に対する円換算した外貨基金勘 定の割合相当の邦貨建資産等の外国投 資勘定と、円換算した外貨基金勘定を		為替予約の評価は、原則として、わが 国における対顧客先物売買相場の仲値に	
処理を採用しております。     (2)計算期間の取扱い     2024年7月20日及びその翌日が休業     日のため、当計算期間期首は2024年7     月23日としております。     (2)計算期間の取扱い     2025年7月20日及びその翌日が休業     日のため、当計算期間末日は2025年7     月22日としております。		外貨建取引については、「投資信託 財産の計算に関する規則」(平成12年 総理府令第133号)第60条に基づき、取 引発生時の外国通貨の額をもって記録 する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の 売却時において、当該外国通貨に加え て、外貨建資産等の外貨基金勘定及び 外貨建各損益勘定の前日の外貨建 産額に対する当該売却外国通貨の割自 相場額を当該外国通貨の売却時の外 基金勘定に対する円換算し、前日の外貨基 金勘定に対する円換算した外貨基金勘 定の割合相当の邦貨建資産等の外国 資勘定と、円換算した外貨基金勘定を 相殺した差額を為替差損益とする計理 処理を採用しております。 (2)計算期間の取扱い 2024年7月20日及びその翌日が休業 日のため、当計算期間期首は2024年7	同左 (2)計算期間の取扱い 2025年7月20日及びその翌日が休業 日のため、当計算期間末日は2025年7

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ すリスクは識別していないため、注記を省略しております。

# (貸借対照表に関する注記)

区分	第 5 期 (2025年 1 月20日現在)	第 6 期 (2025年 7 月22日現在)	
1.元本の推移			
期首元本額	1,131,125,717円	1,123,474,148円	
期中追加設定元本額	77,326,656円	60,974,566円	
期中一部解約元本額	84,978,225円	81,794,429円	
2 . 受益権の総数	1,123,474,148□	1,102,654,285□	

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 5 期 自 2024年 7 月23日 至 2025年 1 月20日	第 6 期 自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	- 円	27,961円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	43,628,351円	44,269,079円
分配準備積立金額	27,967,257円	25,999,741円
本ファンドの分配対象収益額	71,595,608円	70,296,781円
本ファンドの期末残存口数	1,123,474,148口	1,102,654,285口
10,000口当たり収益分配対象額	637円	637円
10,000口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

# (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第 5 期 自 2024年 7 月23日 至 2025年 1 月20日	第 6 期 自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日
1.金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	の本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的であります。 有してリボティブ取引には、通貨関連では為替予には、通貨関連では為替予がでありが含まれてには、通貨関連では、通貨関連では、通貨関連では、通貨関連をでは、通貨関連をでは、通貨をでは、通貨のでは、通貨のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	では、 では、 では、 では、 では、 でいり	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

型型型型のHOM (対対 の 手)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
区分	第 5 期 自 2024年 7 月23日 至 2025年 1 月20日	第 6 期 自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は時価で計上しているた	同左
の差額	   め記載を省略しております。	
   2 . 時価の算定方法	│ │ (1)有価証券及びデリバティブ取引	│ │ (1)有価証券及びデリバティブ取引
	以外の金融商品	以外の金融商品
	有価証券及びデリバティブ取引	
	以外の金融商品については、短期	
	   間で決済され、時価は帳簿価額と	
	   近似しているため、当該帳簿価額	
	を時価としております。	
	(2)有価証券	   (2 ) 有価証券
	「(重要な会計方針に係る事	同左
	項に関する注記)」の「有価証	
	券の評価基準及び評価方法」に	
	記載しております。	
	(3) デリバティブ取引	(3)デリバティブ取引
	「(デリバティブ取引等に関す	同左
	る注記)」の「取引の時価等に関	
	する事項」に記載しております。	
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては	同左
いての補足説明	一定の前提条件等を採用しているた	
	め、異なる前提条件等によった場	
	合、当該価額が異なることもありま	
	す。	
	また、デリバティブ取引に関する	
	契約額等は、あくまでもデリバティ	
	ブ取引における名目的な契約額、又	
	は計算上の想定元本であり、当該金	
	額自体がデリバティブ取引のリスク	
	の大きさを示すものではありませ	
	ん。	

# (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 5 期 (2025年 1 月20日現在)	第 6 期 (2025年 7 月22日現在)	
<b>个里</b> 光貝	当計算期間の損益に含まれた評価差額 当計算期間の損益に含まれた評 (円) (円)		
投資証券	4,507,537	77,000,356	
合計	4,507,537	77,000,356	

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 通貨関連

		第 5 期 ( 2025年 1 月20日現在 )			第 6 期 ( 2025年 7 月22日現在 )			)	
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益(円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益 (円)
市場	為替予約取引								
取引 以外 の取	   売建 								
引	米ドル	1,120,122,339	1	1,119,799,260	323,079	1,103,079,750	1	1,102,200,000	879,750
	合計	1,120,122,339	-	1,119,799,260	323,079	1,103,079,750	-	1,102,200,000	879,750

#### (注)時価の算定方法

- ・為替予約取引
  - 1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
    - (1)予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該 予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
    - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最 も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客 先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

区分	第 5 期 (2025年 1 月20日現在)	第 6 期 (2025年 7 月22日現在)	
1 口当たり純資産額	1.0013円	1.0407円	

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

#### (4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

#### (イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ IOアキュムレーション・クラス	574,174.916	7,429,823.41	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド Xアキュムレーション・クラス	21.659	249,955.90	
小計				7,679,779.31	
				(1,132,537,054)	
合計				1,132,537,054	
				(1,132,537,054)	

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
  - 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

# 【GSグローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 5 期 (2025年 1 月20日現在)	第 6 期 (2025年 7 月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	157,458,730	216,617,470
投資証券	8,481,639,632	8,496,589,805
派生商品評価勘定	23,080	
未収入金	62,432,000	-
未収利息	515	2,077
流動資産合計	8,701,553,957	8,713,209,352
資産合計	8,701,553,957	8,713,209,352
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,528,118	57,066,300
未払受託者報酬	1,011,663	1,020,269
未払委託者報酬	68,976,806	69,563,763
その他未払費用	1,041,888	1,104,949
流動負債合計	81,558,475	128,755,281
負債合計	81,558,475	128,755,281
純資産の部		
元本等		
元本	6,938,912,492	6,858,791,553
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,681,082,990	1,725,662,518
(分配準備積立金)	1,324,234,590	1,210,959,084
元本等合計	8,619,995,482	8,584,454,071
純資産合計	8,619,995,482	8,584,454,071
負債純資産合計	8,701,553,957	8,713,209,352

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 5 期 自 2024年 7 月23日 至 2025年 1 月20日	第 6 期 自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日
受取利息	90,286	247,027
有価証券売買等損益	37,532,405	600,807,406
為替差損益	63,900,937	469,408,313
営業収益合計	26,278,246	131,646,120
営業費用		
受託者報酬	1,011,663	1,020,269
委託者報酬	68,976,806	69,563,763
その他費用	1,504,903	1,550,009
営業費用合計	71,493,372	72,134,041
営業利益又は営業損失( )	97,771,618	59,512,079
経常利益又は経常損失()	97,771,618	59,512,079
当期純利益又は当期純損失( )	97,771,618	59,512,079
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	6,174,031	21,562,473
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,709,728,558	1,681,082,990
剰余金増加額又は欠損金減少額	191,861,051	113,690,009
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	191,861,051	113,690,009
剰余金減少額又は欠損金増加額	128,909,032	150,185,033
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	128,909,032	150,185,033
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,681,082,990	1,725,662,518

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 5 期 自 2024年 7 月23日 至 2025年 1 月20日	第 6 期 自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日
1 . 有価証券の評価基準及	投資証券	投資証券
び評価方法 -	移動平均法に基づき、法令及び一般社 団法人投資信託協会規則に従い、時価評	同左
   2 . デリバティブの評価基	価しております。   為替予約取引	為替予約取引
準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが	同左
	国における対顧客先物売買相場の仲値に	
	よって計算しております。	
3.その他財務諸表作成の	(1)外貨建取引等の処理基準	(1)外貨建取引等の処理基準
ための基礎となる事項	外貨建取引については、「投資信託	同左
	財産の計算に関する規則」(平成12年	
	総理府令第133号)第60条に基づき、取	
	引発生時の外国通貨の額をもって記録	
	する方法を採用しております。	
	但し、同61条に基づき、外国通貨の	
	売却時において、当該外国通貨に加え	
	て、外貨建資産等の外貨基金勘定及び	
	外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資 産額に対する当該売却外国通貨の割合	
	推領に対する当該元却が国地員の制力   相当額を当該外国通貨の売却時の外国	
	周 相当領を当該外国超真の元却時の外国	
	会勘定に対する円換算した外貨基金勘	
	定の割合相当の邦貨建資産等の外国投	
	資勘定と、円換算した外貨基金勘定を	
	相殺した差額を為替差損益とする計理	
	処理を採用しております。	
	(2)計算期間の取扱い	   (2)計算期間の取扱い
	2024年 7 月20日及びその翌日が休業	2025年 7 月20日及びその翌日が休業
	日のため、当計算期間期首は2024年7	日のため、当計算期間末日は2025年7
	月23日としております。	月22日としております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	第 5 期 (2025年 1 月20日現在)	第 6 期 (2025年 7 月22日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	6,655,920,407円	6,938,912,492円
期中追加設定元本額	786,674,044円	543,521,906円
期中一部解約元本額	503,681,959円	623,642,845円
2 . 受益権の総数	6,938,912,492□	6,858,791,553□

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 5 期 自 2024年 7 月23日 至 2025年 1 月20日	第 6 期 自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	- 円	131,611円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	356,848,400円	514,703,434円
分配準備積立金額	1,324,234,590円	1,210,827,473円
本ファンドの分配対象収益額	1,681,082,990円	1,725,662,518円
本ファンドの期末残存口数	6,938,912,492□	6,858,791,553□
10,000口当たり収益分配対象額	2,422円	2,515円
10,000口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第 5 期 自 2024年 7 月23日 至 2025年 1 月20日	第 6 期 自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日
1.金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的でよります。 デリボティブ取引には、通貨関連では為替予に対してができます。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予ができまれては、通貨関連のでは、通貨関連のでは、通貨関連のでは、通貨関連のでは、通貨関連のでは、通貨関連のでは、通貨関連のでは、通貨をでは、通りのでは、通	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	するが、 では、 では、 では、 でいり、 で	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

立版回出の別画寺に対する事が	· ·	
区分	第 5 期 自 2024年 7 月23日 至 2025年 1 月20日	第 6 期 自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は時価で計上しているた	同左
の差額	め記載を省略しております。	
2.時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引	   (1)有価証券以外の金融商品
2.时间00并定为1/4	以外の金融商品	有価証券以外の金融商品につ
	有価証券及びデリバティブ取	いては、短期間で決済され、時
	引以外の金融商品については、	価は帳簿価額と近似しているた
	短期間で決済され、時価は帳簿	め、当該帳簿価額を時価として
	価額と近似しているため、当該	おります。
	帳簿価額を時価としておりま	
	す。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	「(重要な会計方針に係る事	同左
	項に関する注記)」の「有価証	
	券の評価基準及び評価方法」に	
	記載しております。	
	   (3)デリバティブ取引	(3)
	「(デリバティブ取引等に関	
	する注記)」の「取引の時価等	
	   に関する事項」に記載しており	
	ます。	
   3 . 金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては	   金融商品の時価の算定においては
いての補足説明	一定の前提条件等を採用しているた	一定の前提条件等を採用しているた
V · C · S IIII AC HIDOTI	め、異なる前提条件等によった場	め、異なる前提条件等によった場
	合、当該価額が異なることもありま	合、当該価額が異なることもありま
	は、自然にはなった。	古、当民国語が共なることもありよりす。
	<sup>ゝ。</sup>   また、デリバティブ取引に関する	9 0
	契約額等は、あくまでもデリバティ	
	ブ取引における名目的な契約額、又	
	は計算上の想定元本であり、当該金	
	額自体がデリバティブ取引のリスク	
	の大きさを示すものではありませ	
	ん。	

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 5 期 (2025年 1 月20日現在)	第 6 期 (2025年 7 月22日現在)	
↑宝光 <del>貝</del>	当計算期間の損益に含まれた評価差額 当計算期間の損益に含まれた評価 (円)		
投資証券	40,331,033	591,783,037	
合計	40,331,033	591,783,037	

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 通貨関連

		第 5 期 ( 2025年 1 月20日現在 )			第 6 期(2025年 7 月22日現在)				
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益 (円)
市場	為替予約取引								
取引 以外 の取	売建								
引	米ドル	62,448,000	-	62,424,920	23,080	-	-	-	-
	合計	62,448,000	-	62,424,920	23,080	-	-	-	-

#### (注)時価の算定方法

- ・為替予約取引
  - 1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
    - (1)予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該 予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
    - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最 も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客 先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

区分	第 5 期 (2025年 1 月20日現在)	第 6 期 (2025年 7 月22日現在)	
1口当たり純資産額	1.2423円	1.2516円	

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

## (イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ IOアキュムレーション・クラス	4,322,430.081	55,932,245.24	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッ ド・リザーブズ・ファンド Xアキュムレーション・ クラス	145.875	1,683,471.89	
小計				57,615,717.13	
				(8,496,589,805)	
合計				8,496,589,805	
				(8,496,589,805)	

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
  - 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

#### 参考情報

G S グローバル・リアルアセット・ファンド (限定為替ヘッジ)及びG S グローバル・リアルアセット・ファンド (為替ヘッジなし)は「ゴールドマン・サックス・ファンズ S . I . C . A . V . - ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ I Oアキュムレーション・クラス」を主要投資対象としております。

「ゴールドマン・サックス・ファンズ S. I. C. A. V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ IOアキュムレーション・クラス」は、ルクセンブルク籍の会社型の外国投資信託です。同投資証券は、2024年11月30日に計算期間が終了し、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。

なお、この投資証券について、以下に記載する「資産負債計算書」及び「投資有価証券明細表」等の情報は、財務 書類から抜粋・翻訳したものであり、全てのクラスが対象となっております。また、以下に記載する情報は監査対象 外です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

#### 資産負債計算書 2024年11月30日現在

	(単位:米ドル)
資産	
デリバティブを除く投資有価証券時価評価額	62,273,083
現金	73,446
未収配当金	132,518
未収配当税還付金	6,810
有価証券貸付にかかる未収利息	24
未収投資顧問報酬調整額	14,135
その他資産	3,855
資産合計	62,503,871
負債	
当座借越	271
未払投資顧問報酬	136
未払管理事務代行報酬	12,524
未払保管費用	9,680
未払販売報酬およびサービシング報酬	5
未払名義書換事務代行報酬	31,760
未払年次税	991
未払専門家報酬	24,161
その他負債	88,165
負債合計	167,693
投資主資本	62,336,178

## 投資有価証券明細表 2024年11月30日現在

株数	銘柄名称	評価額 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)
** \ \ Z   # _ P	公認の金融商品取引所に上場されている譲渡性有価証券		
普通株式 - 46 オーストラリ			
206.9		1,725,596	2.77
カナダ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1,120,000	
83,6	615 Chartwell Retirement Residences	957,918	1.54
フランス			,
	471 Engie SA	972,314	1.56
	955 Veolia Environnement SA	691,840	1.11
8,0	019 Vinci SA	841,595	1.35
ドイツ		2,505,749	4.02
41,5	584 Vonovia SE	1,374,742	2.21
イタリア		-	
230,3	355 Enav SpA	997,075	1.60
オランダ	OCC. CTD NIV	000 044	4.50
	008 CTP NV 724 Ferrovial SE	932,841	1.50
22,1	124 Terrovial Sc	932,278 1,865,119	1.49 2.99
スペイン		1,000,110	2.00
34,9	987 Cellnex Telecom SA	1,244,515	2.00
英国			
	275 National Grid PLC	2,419,284	3.88
32,0	014 Severn Trent PLC	1,098,028	1.76
 米国		3,517,312	5.64
	333 Ameren Corp.	1,169,045	1.88
	306 American Water Works Co., Inc.	1,142,823	1.83
	129 Cheniere Energy, Inc.	2,717,381	4.36
	936 CMS Energy Corp.	1,461,333	2.34
15,8	B67 Eversource Energy	1,022,152	1.64
33,3	336 NextEra Energy, Inc.	2,619,876	4.20
	281 Norfolk Southern Corp.	1,181,984	1.90
	300 WEC Energy Group, Inc.	1,754,047	2.81
23,1	116 Xcel Energy, Inc.	1,682,614	2.70
並済州士会社	- / 即得原体 光 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	14,751,255	23.66
普通株式合計	- (取得原価 米ドル 25,938,940)	28,939,281	46.43 投資主
口数	<b>銘柄名称</b>	評価額	資本割合
		(米ドル)	(%)
不動産投資信	···-		
オーストラリ			
52,3	368 Goodman Group	1,293,148	2.07
日本 1 (	099 GLP J-Reit	932,921	1.50
	SOURCE O NOTE	002,021	1.00
59,7	783 Big Yellow Group PLC	817,756	1.31
110,4	469 Segro PLC	1,093,078	1.76
120,1	146 UNITE Group PLC	1,341,589	2.15
		3,252,423	5.22
米国。-	707 Alexandria Book Estata Equities 1-2	4 075 700	4 70
,	727 Alexandria Real Estate Equities, Inc. 632 American Homes 4 Rent Class A	1,075,709 1,337,834	1.73
34,6 8,7		1,816,663	2.15 2.91
52,9	·	1,257,504	2.91
	540 AvalonBay Communities, Inc.	1,793,917	2.88
10,1	•	1,997,034	3.20
	082 Equinix, Inc.	3,048,329	4.89
	533 Equity LifeStyle Properties, Inc.	1,483,509	2.38
20,0			

口数     銘柄名称	評価8 ( <b>米</b> ドル )	投資主 資本割合 (%)
不動産投資信託 米国		
30,719 Invitation Homes, Inc.	1,068,71	4 1.71
24,737 Prologis, Inc.	2,908,57	7 4.67
25,470 Rexford Industrial Realty, Inc.	1,083,74	9 1.74
5,800 SBA Communications Corp.	1,325,99	2.13
21,197 Ventas, Inc.	1,371,02	2 2.20
47,911 VICI Properties, Inc.	1,574,35	5 2.52
16,601 Welltower, Inc.	2,320,98	3.72
	27,242,06	3 43.70
不動産投資信託合計(取得原価 米ドル 28,275,785)	32,720,56	52.49
投資信託証券 - 0.98% アイルランド		
613,242 Goldman Sachs US\$ Treasury Liquid Reserves Fund (X Distribution Class)	613,24	2 0.98
投資信託証券合計(取得原価 米ドル 613,242)	613,24	2 0.98
公認の金融商品取引所に上場されている譲渡性有価証券合計(取得原価 米ドル 54,827,967)	62,273,08	3 99.90
投資評価額(取得原価 米ドル 54,827,967)	62,273,08	3 99.90
その他資産・負債	63,09	5 0.10
投資主資本	62,336,17	3 100.00
投資合計	評価額 (米ドル) 投資主資	本割合(%)
投資合計(取得原価 米ドル 54,827,967)	62,273,083	99.90
その他資産・負債	63,095	0.10
投資主資本	62,336,178	100.00

## 2【ファンドの現況】

#### 【純資産額計算書】

< G S グローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)> (2025年7月31日現在)

資産総額 2,243,450,134円 負債総額 1,105,243,297円 純資産総額( - ) 1,138,206,837円 発行済口数 1,100,608,091口 1口当たり純資産額( / ) 1.0342円

< G S グローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)>

(2025年7月31日現在)

資産総額 8,679,878,306円 負債総額 12,161,371円 純資産総額( - ) 8,667,716,935円 発行済口数 6,875,655,068口 1口当たり純資産額( / ) 1.2606円

# 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換 該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限 該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗 することができません。
- d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

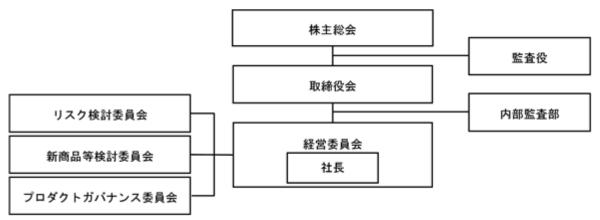
(1) 資本金の額(本書提出日現在)

資本金の額:金4億9,000万円 発行する株式の総数:8,000株 発行済株式の総数:6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減:該当事項はありません。

#### (2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します(取締役会の専権事項を除きます。)。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため(議決権行使に関する方針を含みます。)、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

プロダクトガバナンス委員会は、経営委員会の監督の下に、お客様本位の業務運営を実現するため、金融商品の組成から償還までのライフサイクル全体を通じて、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うべく、検証・検討を実施し意思決定を行います。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの 構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を 行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

#### 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。 委託会社の運用するファンド

2025年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	157	7,232,489,234,294
単位型株式投資信託	2	100,147,521,562
合計	159	7,332,636,755,856

#### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1.財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

期別		第2 (2023年12月		第30期 (2024年12月31日現在)			
		 資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額		
		千円	千円	千円	千円		
流動資産							
現金・預金			4,946,710		11,278,244		
短期貸付金			19,628,142		19,786,571		
支払委託金			12		12		
収益分配金		12		12			
前払費用			592,834		537,495		
未収委託者報酬			4,875,665		6,085,927		
未収運用受託報酬			1,920,972		2,343,058		
未収収益			201,421		203,521		
その他流動資産			50,437		870		
   流動資産計 			32,216,196		40,235,703		
固定資産							
無形固定資産			8,548,644		8,212,679		
ソフトウェア		228,681		519,673			
のれん		2,207,711		2,041,091			
顧客関連資産		6,112,251		5,651,914			
投資その他の資産			694,340		586,283		
投資有価証券		103,110		-			
長期差入保証金		34,153		45,976			
   繰延税金資産		-		11,828			
その他の投資等		557,076		528,478			
   固定資産計			9,242,984		8,798,963		
資産合計			41,459,181		49,034,666		

期別	第29 (2023年12月			第30期 (2024年12月31日現在)					
負債の部									
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額				
		千円	千円	千円	千円				
流動負債									
預り金			122,284		112,841				
未払金			3,967,292		4,610,160				
未払収益分配金		104		116					
未払手数料		2,366,121		2,953,189					
その他未払金		1,601,066		1,656,854					
未払費用	* 1		3,146,802		3,281,418				
一年内返済予定の関係会社 長期借入金			-		4,000,000				
未払法人税等			1,670,820		3,340,518				
未払消費税等			249,285		755,211				
その他流動負債			192,529		211,678				
流動負債計			9,349,014		16,311,828				
   固定負債									
関係会社長期借入金			6,000,000		2,000,000				
退職給付引当金			663,465		766,011				
長期未払費用	* 1		836,744		755,712				
繰延税金負債			297,752		-				
固定負債計			7,797,962		3,521,724				
負債合計			17,146,976		19,833,553				
		純資産	の部						
科目		内訳	金額	内訳	金額				
		千円	千円	千円	千円				
株主資本									
資本金			490,000		490,000				
資本剰余金			390,000		390,000				
資本準備金		390,000		390,000					
利益剰余金			23,430,046		28,321,113				
その他利益剰余金		23,430,046		28,321,113					
繰越利益剰余金		23,430,046		28,321,113					
株主資本合計			24,310,046		29,201,113				
評価・換算差額等									
その他有価証券評価差額金		2,157		-					
評価・換算差額等合計			2,157		-				
純資産合計			24,312,204		29,201,113				
├── │負債・純資産合計			41,459,181		49,034,666				

# (2)【損益計算書】

		期別			9期 E 1 月 1 日 E12月31日)		0期 E 1 月 1 日 E12月31日)
	科目		注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益 営業収益計 営業費用	* 2 * 2	千円	千円 35,160,881 10,926,362 5,615,660 51,702,904	千円	千円 43,361,329 15,157,326 6,496,003 65,014,659
	能够	支払手数料 支払投資問問料 広告宣費 調査費 委託計算費 委託計算費 営業雑費 通同費	* 2	12,691,735 25,372 208,720	16,708,347 189,260 89,453 12,691,735 363,368 274,973	15,036,359 22,357 221,405	20,899,519 337,352 92,327 15,036,359 452,707 277,031
経常損益の部	日業損益の部 経常損益の部 経常損益の部 経常損益の部 経常損益の部 経常損益の部 と 従他 通課 付産減	営業費用計 一般料 受解料 受解・ 会給料 受料 等 等 が で で で で で で で で で で で で で で で で で	* 1	40,880 170,682 3,654,509 1,536,034 312,484 1,561,785	30,317,140 7,235,496 104,600 57,491 229,808 184,668 377,860 275,701 83,309 3,353,938	33,267 172,789 3,856,810 1,640,402 367,875 1,509,918	37,095,297 7,547,795 120,780 39,390 204,871 275,669 471,393 512,110 166,619 3,870,021
		諸経費 一般管理費計			1,168,171 13,071,047		1,309,206 14,517,857
	営業外損益の部	営業利益 営業外収益 受取利息 投資有価証券売却益 雑益 以益計 営業外費用 支払利息 株式従業員報酬 為替差損 維損 機関	* 2 * 1 * 2		8,314,717 73,920 - 10,790 84,710 49,213 174,444 4,710 39 228,408		13,401,504 103,741 5,077 - 108,818 89,480 389,631 9,946 - 489,058
益特 の別 部損		経常利益 別損失 抱合せ株式消滅差損 特別損失計 说引前当期純利益	* 3		8,171,018 387,764 387,764 7,783,253		13,021,265 - - 13,021,265
法	人利	だり前当期無利益 記、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益			7,783,253 2,441,436 53,734 5,395,552		308,628 8,891,066

## (3)【株主資本等変動計算書】

## 第29期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位:千円)

				評価・換算差額等					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
			休土貞本古   価証券評		その他有 評価・換価証券評 算差額等				
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		価差額金	合計	
2023年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	-	-	18,914,494
事業年度中の変動額									
当期純利益				5,395,552	5,395,552	5,395,552			5,395,552
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							2,157	2,157	2,157
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	5,395,552	5,395,552	5,395,552	2,157	2,157	5,397,710
2023年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204

# 第30期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位:千円)

				評価・換算差額等					
		資本剰余金		利益剰	利益剰余金				
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	┃ ┃株主資本合 ┃計	その他有価証券評価差額会	評価・換 算差額等	純資産合計
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		価差額金	合計	
2024年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				4,000,000	4,000,000	4,000,000			4,000,000
当期純利益				8,891,066	8,891,066	8,891,066			8,891,066
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							(2,157)	(2,157)	2,157
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	4,891,066	4,891,066	4,891,066	(2,157)	(2,157)	4,888,909
2024年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	28,321,113	28,321,113	29,201,113	-	-	29,201,113

# 重要な会計方針

里要な会計万針 	-					
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券					
	   市場価格のない株式等以外のもの					
	時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法による原					
	価法)ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法に					
	よっております。					
	\$ 7 CO 7 & 7 .					
	市場価格のない株式等					
	移動平均法による原価法によっております。					
2 . 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産					
	無形固定資産は、定額法により償却しております。					
	なお、主な償却年数は次のとおりであります。					
	ソフトウェア(自社利用) 3年(社内における利用可能期間)					
	のれん 13年9ヶ月					
2 7 7 7 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	顧客関連資産 13年9ヶ月					
3.引当金の計上基準	(1)貸倒引当金					
	貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案					
	し、回収不能見込額を計上しております。					
	(2)退職給付引当金					
	当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の年					
	金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用しており					
	ます。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これ					
	の将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会					
	計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差					
	異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以					
	内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それ					
	ぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用					
	は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内					
	の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理					
	しております。					
	(3)金融商品取引責任準備金					
	金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46					
	条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。					
   4 . 収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその					
	他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合					
	があります。					
	(1)委託者報酬					
	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に					
	対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によっ					
	て月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬					
	は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。					

#### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。

#### (3) その他営業収益

関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

#### (4) 成功報酬

成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

# 5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

#### 株式従業員報酬の会計処理方法

役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費(一般管理費)として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。

## 注記事項

# (貸借対照表関係)

第29期 (2023年12月31日	引現在)	第30期 (2024年12月31日現在)		
* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るも ております。	5のが次のとおり含まれ	* 1	関係会社項目 関係会社との取引に係っております。	るものが次のとおり含まれ
流動負債 未払費用 固定負債 長期未払費用	1,327,764千円		流動負債 未払費用 固定負債 長期未払費用	1,009,372千円 524,801千円

# (損益計算書関係)

	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第30期 (自 2024年1月1 至 2024年12月3	
* 1	株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴードマン・サックス・グループ・インク株式に係 報酬に関するものであり、当該株式の株価及び 与された株数に基づき算出し配賦されております。	3	株式従業員報酬 同左	
* 2	関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含ま ております。	n * 2	関係会社項目 関係会社との取引に係るもの ております。	つが次のとおり含まれ
	営業収益 運用受託報酬 6,387,241 号 その他営業収益 5,193,357 号 営業費用	円	営業収益 運用受託報酬 その他営業収益 営業費用 委託調査費	9,562,227千円 5,697,844千円 14,986,531千円
	営業外費用     支払利息		営業外費用 支払利息 株式従業員報酬	89,480千円 389,631千円
* 3	抱合せ株式消滅差損 NNインベストメント・パートナーズ株式会社を 収合併したことによるものであります。	及 * 3	抱合せ株式消滅差損 該当事項はありません。	

# (株主資本等変動計算書関係)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

# 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400

# 2.配当に関する事項

該当事項はありません。

# 第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

## 1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	•	-	6,400

# 2.配当に関する事項

# 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月11日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	2024年 6 月25日	2024年 6 月25日

# (リース取引関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項は	同左
ありません。	

### (金融商品関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

#### (2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

#### 信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

### 流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他投資有価証券	103,110	103,110	-
資産計	103,110	103,110	-
関係会社長期借入金			
関係会社長期借入金	6,000,000	6,000,000	•
負債計	6,000,000	6,000,000	-

(注1)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金について は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

## (注2)長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

						<u> </u>
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
関係会社長期借入金	-	4,000,000	2,000,000	-	-	-

### 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価					
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他投資有価証券	-	103,110	-	103,110		
資産計	-	103,110	-	103,110		

	第29期
(自	2023年1月1日
至	2023年12月31日)

# (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価					
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計		
関係会社長期借入金						
関係会社長期借入金	-	6,000,000	-	6,000,000		
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000		

## (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

## 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

### (金融商品関係)

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

#### (2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

#### 信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

### 流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	4,000,000	4,000,000	-
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	-
負債計	6,000,000	6,000,000	-

(注1)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

# (注2)長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	4,000,000	1	-	-	-	1
関係会社長期借入金	-	2,000,000	-	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債該当事項はありません。

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

# (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社 長期借入金	-	4,000,000	-	4,000,000		
関係会社長期借入金	-	2,000,000	-	2,000,000		
負債計	-	6,000,000	1	6,000,000		

# (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

# (有価証券関係)

( 13 IM IM 23 IX 119 )							
	第29期 )23年 1 月 1 )23年12月31			第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)			
1.その他有価証券で問	価のあるも	, <b>0</b>		1.その他有価証券で時価のあるもの			
区分種類	取得原価(千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	額   左額     (千四)				
貸借対照表計上 額が取得原価を 投資証券 超えるもの	100,000	103,110	3,110				
2 . 当事業年度中に売去 該当事項はありませ		·有価証券		2 . 当事業年度中に売却したその他有価証券 売却額 売却益の合計額 売却損の合計額			
				(千円)   (千円)   (千円)			

# (デリバティブ取引関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該	同左
当事項はありません。	

105,077

5,077

0

# (退職給付関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)				
1.採用している退職給付制度の概要		1.採用している退職給付制度の概要				
│ │ 当社は確定拠出年金制度(DC)及びキ	ヤッシュ・	当社は確定拠出年金制度(DC)及びキャッシュ・				
バランス型年金制度(CB)を採用して		バランス型年金制度(CB)を採用しております。				
		( = ) = ,				
2 . キャッシュ・バランス型年金制度		2 . キャッシュ・バランス型年金制度				
(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の	調整表	(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高	高の調整表			
   退職給付債務の期首残高 6	72,094千円	退職給付債務の期首残高	768,545千円			
」 勤務費用 14	47,590	勤務費用	165,949			
利息費用	7,275	利息費用	9,266			
数理計算上の差異の発生額	28,545	数理計算上の差異の発生額	1,122			
退職給付の支払額	86,960	退職給付の支払額	101,347			
   退職給付債務の期末残高 70	68,545		841,292			
	,		·			
(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表 た退職給付引当金の調整表	に計上され	(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照 た退職給付引当金の調整表	景表に計上され			
   積立型制度の退職給付債務 70	68,545	積立型制度の退職給付債務	941 202			
			841,292			
	58,119	未認識数理計算上の差異	43,974			
	46,960	未認識過去勤務費用	31,306			
貸借対照表に計上された負債の額 6  	63,465	貸借対照表に計上された負債の額 =	766,011			
(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額	Į	(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金	<b>全額</b>			
勤務費用 14	47,590	勤務費用	165,949			
利息費用	7,275	利息費用	9,266			
数理計算上の差異の費用処理額	10,002	数理計算上の差異の費用処理額	13,023			
過去勤務費用の費用処理額	15,653	過去勤務費用の費用処理額	15,653			
確定給付制度に係る退職給付費用 18	80,521	確定給付制度に係る退職給付費用	203,892			
=		=				
(4)数理計算上の計算基礎に関する事項		(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項	<b>[</b>			
割引率	1.21 %	割引率	1.71 %			
3.確定拠出制度		3.確定拠出制度				
当社の確定拠出制度への要拠出額は、75	0,460十円で	当社の確定拠出制度への要拠出額は、	75,917千円で			
あります。		あります。				

# (税効果会計関係)

	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)			
1 . 繰到内部	延税金資産及び繰延税金負債の 訳	発生の主な原因別	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳			
繰到	延税金資産		繰延税金資産			
7	未払費用	459,734千円	未払費用	615,370	千円	
ì	退職給付引当金	203,153	退職給付引当金	234,552		
- <del>[</del>	長期未払費用	205,231	長期未払費用	169,646		
#	無形固定資産	225,434	無形固定資産	237,732		
4	その他 -	481,218	その他	485,141		
	小計	1,574,771	小計	1,742,444		
	繰延税金資産合計	1,574,771	繰延税金資産合計	1,742,444		
繰到	延税金負債		— 繰延税金負債			
#	無形固定資産	1,871,571	無形固定資産	1,730,616		
-	その他有価証券評価差額金	952	小計	1,730,616		
	小計	1,872,523	 繰延税金負債合計	1,730,616		
	操延税金負債合計	1,872,523	——————————— 繰延税金資産純額	11,828		
	繰延税金負債純額 -	297,752	_			
率	定実効税率と税効果会計適用後( との間に重要な差異があるとき( となった主要な項目別の内訳		2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の 率との間に重要な差異があるときの 因となった主要な項目別の内訳			
	定実効税率 調整 )	30.62 %	法定実効税率 (調整)	30.62	%	
賞与	与等永久に損金に算入されない 目	1.22 %	賞与等永久に損金に算入されない 項目	1.00	%	
<b>の</b> 材	れん償却額	0.33 %	のれん償却額	0.39	%	
<del>7</del> 0	の他	1.50 %	その他	0.29	%	
税交 担 <sup>図</sup>	ー 効果会計適用後の法人税等の負 率 -	30.68 %	 税効果会計適用後の法人税等の負 担率 	31.72	%	
税急	- 人税等の税率の変更による繰延和 金負債の金額の修正 該当事項はありません。	 党金資産及び繰延	3 . 法人税等の税率の変更による繰延税 税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	金資産及び	繰延	

(企業結合等関係)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

### 共通支配下の取引等

当社は、2023年5月29日開催の当社取締役会において、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の全株式を取得することについて決議し、2023年5月30日付で株式譲渡契約を締結、2023年6月1日に株式を取得いたしました。

また、当社は、2023年3月29日開催の当社取締役会において、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。本合併契約に基づき、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、2023年7月1日付で合併いたしました。

### 1.企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称: NNインベストメント・パートナーズ株式会社

事業の内容: 投資運用業、投資助言・代理業等

#### (2)企業結合を行った主な理由

2022年4月にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクがNNグループN.V.よりNNインベストメント・パートナーズを買収し、日本拠点であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社を当社に統合することを決定したことによるものであります。

#### (3) 結合後企業の名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

### (4) 企業結合日及び企業結合の法的形式

2023年6月1日:株式取得

2023年7月1日: 当社を存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

### (5) 取得した議決権比率

100%

#### (6) 取得した株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 7,766,200千円

取得原価 7,766,200千円

# 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

#### 3 . 財務諸表に含まれている結合当事企業の業績の期間

2023年7月1日から2023年12月31日

### 4.発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

# (1) 発生したのれんの金額

2,291,021千円

# (2) 発生原因

結合当事企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額並びに抱合せ株式消滅差損と取得原価との差額によります。

# (3) 償却方法及び償却期間

13年9ヶ月にわたる均等償却

# 5.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,752,873千円
固定資産	6,451,708千円
資産合計	8,204,582千円
流動負債	1,128,488千円
固定負債	1,988,679千円
	3,117,168千円

# 6.のれん以外の無形資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに種類別の償却期間

顧客関連資産	6,342,420千円	13年 9 ヶ月
無形資産合計	6,342,420千円	

第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 該当事項はありません。

### (収益認識関係)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

# (セグメント情報等)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

[ セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

### [関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計	
外部顧客からの収益	35,160,881	10,926,362	5,615,660	51,702,904	

### 2.地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計		
45,201,997	6,500,906	51,702,904		

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

### (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

### 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありませh。

第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

## [セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

## [関連情報]

# 1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	43,361,329	15,157,326	6,496,003	65,014,659

## 2.地域ごとの情報

# (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計		
55,405,220	9,609,439	65,014,659		

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

# 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

# (関連当事者情報)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

# 親会社及び法人主要株主等

							1			
種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
	ゴールドマ ン・サック	アメリカ					その他営業収益	5,193,357		
親会社	ス・アセット・マネジメント・エ	合衆国	151 百万ドル	投資顧問 業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	運用受託報酬	6,387,241	未払費用	416,318
	ル・ピー						委託調査費	12,651,728		
						資金援助			未払費用	911,446
親会社	ザ・ゴールドマンス・グルーク	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	(注2) 費用の振 替 (注1)	営業外費用	223,658	長期未払費用	657,414
	インク					株式報酬			関係会社 長期借入 金	6,000,000

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2~2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

### 兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		資金の調 達 (注1)	営業外収益	73,909	短期貸付金	19,628,142
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス・イン ターナショ ナル	英国ロン ドン	598 百万ドル	証券業		費用の振 替 (注1) 資産の保 有等			未払費用	784,471
親会社の子会社	ゴンストメンシホング. ドッセネ・ナルデマトーナルス トメンタョーゲス B.V.	オランダ	36 チューロ	持株会社		株式取得	株式取得	7,766,200		

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

### 親会社又は重要な関連会社に関する注記

# 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

# (関連当事者情報)

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

# 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
	ゴールドマ ン・サック	アメリカ					その他営業収 益	5,697,844		
親会社	ス・アセッ ト・マネジ メント・エ	合衆国	700 百万ドル		被所有 間接 75%	投資助言(注1)	運用受託報酬	9,562,227	9,562,227 -	
	ル・ピー						委託調査費	14,986,531		
									未払費用	1,009,372
	ザ・ゴール ドマン・ ウックス・ クループ・ インク ヨーク州 11,212 百万ドル 持株会	ドマン・ ープブリルー			被所有	資金援助 (注2)	長期未拉 費用	長期未払費用	524,801	
親会社		持株会社	社 間接 100%	241.0	営業外費用	479,111	一年内返 済予定の 関係会社 長期借入 金	4,000,000		
									関係会社 長期借入 金	2,000,000

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2~2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

## 兄弟会社等

	種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
	親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品 取引業		資金の調 達 (注1)	営業外収益	103,741	短期貸付金	19,786,571
•	親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス・イン ターナショ ナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業		費用の振 替 (注1) 資産の保 有等			未払費用	749,910

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

# (1株当たり情報)

第29期 (自 2023年1月1 至 2023年12月3		第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		
1株当たり純資産額	3,798,781円96銭	1株当たり純資産額	4,562,673円97銭	
1 株当たり当期純利益金額	843,055円10銭	   1株当たり当期純利益金額	1,389,229円15銭	
損益計算書上の当期純利益	5,395,552千円	   損益計算書上の当期純利益	8,891,066千円	
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	5,395,552千円	1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	8,891,066千円	
差額	-	差額	-	
期中平均株式数		期中平均株式数		
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株	
なお、潜在株式調整後1株当たり いては、新株予約権付社債等潜在株 ておりません。		同左		

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 中間財務諸表

# (1) 中間貸借対照表

		第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)
区分	注記番号	金額
資産の部		千円
流動資産		
現金・預金		4,518,173
短期貸付金		21,788,417
支払委託金		12
前払費用		507,374
未収委託者報酬		6,131,255
未収運用受託報酬		1,302,109
未収収益		521,598
その他流動資産		497
流動資産計		34,769,437
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		631,313
のれん		1,957,781
顧客関連資産		5,421,746
無形固定資産計		8,010,842
投資その他の資産		
長期差入保証金		48,467
その他の投資等		354,475
投資その他の資産計		402,942
固定資産計		8,413,784
資産合計		43,183,222

		第31期 中間会計期間末 (2025年 6 月30日)
区分	注記番号	金額
負債の部		千円
   流動負債		
預り金		111,388
未払金		2,957,988
未払費用		2,678,533
一年内返済予定の関係会社長期借入金		4,000,000
未払法人税等		1,992,627
未払消費税等	* 1	442,185
賞与引当金		713,306
その他流動負債		171,434
流動負債計		13,067,463
回足見順     関係会社長期借入金		2,000,000
		783,510
		542,274
		464,761
固定負債計		3,790,546
負債合計		16,858,010
		, ,
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		390,000
資本剰余金合計		390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
操越利益剰余金 		25,445,211
利益剰余金合計		25,445,211
株主資本合計		26,325,211
純資産合計		26,325,211
負債・純資産合計		43,183,222

# (2) 中間損益計算書

		第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
区分	注記番号	金額
		千円
営業収益		
委託者報酬		21,932,383
運用受託報酬		7,791,232
その他営業収益		4,014,871
営業収益計		33,738,487
営業費用及び一般管理費		26,051,944
営業利益		7,686,542
営業外収益	* 1	125,039
営業外費用	* 2	275,947
経常利益		7,535,635
税引前中間純利益		7,535,635
法人税、住民税及び事業税		1,934,947
法人税等調整額		476,590
中間純利益		5,124,098

# 重要な会計方針

項目	第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)				
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法 による原価法)ないし償却原価との評価差額については全部純 資産直入法によっております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。				
2.固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、主な償却年数は次のとおりであります。 ソフトウェア(自社利用) 3年(社内における利用可能期間) のれん 13年9ヶ月 顧客関連資産 13年9ヶ月				
3 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期 間末に計上すべき貸倒引当金はありません。  (2)賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員 に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を 計上しています。  (3)退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の 年金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用して おります。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準 に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数 理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按 分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により 対分した額を費用処理しております。				

項目	第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
4. 収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
	(2)運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資 産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象 口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取りま す。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識し ております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬 は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識さ れ、月次で受け取ります。
	(3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。
	(4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
5.その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・ サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業 会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」 及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に 関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及 び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間 にわたり人件費(営業費用及び一般管理費)として処理してお ります。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・イン クとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の 変動により発生する損益については営業外損益として処理して おります。

# 注記事項

# (中間貸借対照表関係)

項目	第31期 中間会計期間末 (2025年 6 月30日)					
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負 債に表示しております。					

# (中間損益計算書関係)

項目	第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
* 1 営業外収益のうち主要なもの	受取利息101,190千円為替差益23,849千円
* 2 営業外費用のうち主要なもの	株式従業員報酬 230,849千円 支払利息 45,097千円

(リース取引関係)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

(金融商品関係)

第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)

# 1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社長期借入金	4,000,000	4,000,000	-
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	-
負債計	6,000,000	6,000,000	-

<sup>(</sup>注)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金については、短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1)時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
- (2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価					
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計		
関係会社長期借入金						
一年内返済予定の関係会社長期借入金	-	4,000,000	-	4,000,000		
関係会社長期借入金	-	2,000,000	-	2,000,000		
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000		

# (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)

# その他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 収益の分解情報 収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

# (セグメント情報等)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

# [ セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

## [関連情報]

# 1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	21,932,383	7,791,232	4,014,871	33,738,487

# 2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
29,098,596	4,639,890	33,738,487

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

# (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1株当たり純資産額

4,113,314円32銭

1株当たり中間純利益金額

800,640円35銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)

中間損益計算書上の中間純利益

5,124,098千円

1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益

5,124,098千円

差額 - 千円

期中平均株式数

普通株式 6,400株

## (重要な後発事象)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

# 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

### 5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託銀行

名称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社SMBC信託銀行	87,550百万円	銀行法に基づき銀行業を営むととも に、金融機関の信託業務の兼営等に 関する法律(兼営法)に基づき信託 業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容	
株式会社三井住友銀行	1,771,093百万円	銀行業を中心としたサービスを提供 しています。	
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円		
株式会社大光銀行	10,000百万円		
株式会社佐賀銀行*1	16,062百万円		
SMBC日興証券株式会社	135,000百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を中心としたサービス	
OKB証券株式会社	1,500百万円	を提供しています。	

<sup>\*1</sup>為替ヘッジなしコースのみの取扱い。

# 2【関係業務の概要】

(1) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

本ファンドの販売会社として、ファンドの募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

# 3【資本関係】

(1) 受託銀行

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

# 第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2025年4月18日有価証券届出書2025年4月18日有価証券報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月4日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 和 田 渉

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 西郷 篤

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの 第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の 注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年10月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和 田 涉

指定有限責任社員 公認会計士 西 郷 篤 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGSグローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)の2025年1月21日から2025年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GSグローバル・リアルアセット・ファンド(限定為替ヘッジ)の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、 また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手したと判断している。

# その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実 施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、 公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年10月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和 田 涉 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 郷 篤 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGSグローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)の2025年1月21日から2025年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GSグローバル・リアルアセット・ファンド(為替ヘッジなし)の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、 また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手したと判断している。

# その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実 施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、 公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年9月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 洸 和  $\blacksquare$ 

業務執行社員

指定有限責任社員

篤 公認会計士 西 郷 業務執行社員

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状 況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月 31日までの第31期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわ ち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準 拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2025年 6 月30日現在の財政状態及び同日を もって終了する中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示して いるものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監 査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上 の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断 している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切である かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関す る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投 資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立 場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ ると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表 示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に 基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務 諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合 は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。